

ガザーリー「婚姻作法の書」に関する『宗教諸学の再興』と『幸福の錬金術』比較研究覚書

青 柳 か お る

はじめに

本稿では、古典時代（預言者ムハンマドの時代からアッバース朝滅亡まで）を代表するスンナ派の思想家ガザーリー（Abū Ḥamid al-Ghazālī, 1111年没）の代表作である『宗教諸学の再興（*Iḥyā' 'Ulām al-Dīn*）』（アラビア語）第二巻第二書「婚姻作法の書（*Kitāb Ādāb al-Nikāḥ*）」（*Iḥyā'*, Vol. 2, 34-95; 青柳 2003, 35-133）と、そのペルシア語による要約版『幸福の錬金術（*Kīmīyā-yi Sa'adat*）』所収の「婚姻作法の書」（*Kīmīyā*, Vol. 1, 301-323; Crook 2008, Vol. 1, 248-266）を比較する。

『幸福の錬金術』は、『宗教諸学の再興』をガザーリー自身の母語であるペルシア語で要約したものであるが、単なる要約にとどまらず、彼の信仰と思索の結論とも言える事柄を、広く大衆一般に向けて著したものとされている（松浦 2001, 2）。『幸福の錬金術』は英訳等の翻訳はあるものの、それ以上の研究がほとんどなされていない状態である¹。本稿では、両方の「婚姻作法の書」の構成や内容、さらに引用されているコーランの章句、預言者ムハンマドの言行を伝えるハディース（*hadīth*）、さらに先人たちのエピソードを伝える伝承（*khabar*）を詳細に比較し、『宗教諸学の再興』と『幸福の錬金術』にどのような異同が見られるのかを明らかにしたい。

¹ 英訳については Crook 2008 参照。

第一章 『宗教諸学の再興』と『幸福の錬金術』の構成と概要の比較

『宗教諸学の再興』は、神学、法学、スーフイズム、倫理学などを含む、ガザーリーの思想の集大成である²。『宗教諸学の再興』は、四部 (rub') に分かれており、各部は十の書 (kitab) に分かれている³。ガザーリーは『宗教諸学の再興』全体の序文において、本書の執筆意図を以下のように述べている。

来世の道の知および正しい父祖たちが辿った道——すなわちアッラーがその書 (コーラン) のなかで、知、叡智、知識、閃光、光、導き、正しい道と呼ばれたもの——について言えば、昨今の人々の間では、隠れたものになり、完全に忘れ去られてしまったのである。これが、気も滅入るような難・災害として、宗教 (イスラーム) のなかの亀裂となっている状態なので、私は本書の執筆に従事することを、宗教 (イスラーム) 諸学 ('ulūm al-dīn) を再興すること (ihyā'), 先達である師たちの辿った道を明らかに

² 『宗教諸学の再興』は、ガザーリー以前のスーフイー、マッキー (Abū Ṭalīb al-Makkī, 996年没) の『心の糧 (Qūt al-Qulūb)』(全四八章) を参考にしたと考えられる。両者は扱うテーマが類似しており、引用されているコーランの章句やハディースも共通するものが多い。しかし『宗教諸学の再興』のほうが、ハディースの引用が非常に多い『心の糧』よりも議論の構成が明確であり、体系的な記述であると言える。

³ 『宗教諸学の再興』の序文、序論 (『幸福の錬金術』のみ) を除く構成は以下の通り。第一部 儀礼的行為 この部では、礼拝、断食、巡礼などのムスリムの義務である五行の作法と内的意味が論じられている。1. 知識の書；2. 信仰箇条の書；3. 浄化の内的意味の書；4. 礼拝の内的意味の書；5. 喜捨の内的意味の書；6. 断食の内的意味の書；7. 巡礼の内的意味の書；8. コーラン朗誦の形式の書；9. ズィクル (唱名) とドゥアア (祈願) の書；10. 時間的なウィルド (修行日課) の順序の書。第二部 日常生活の規範 この部では、食事、結婚生活、生計の立て方などの日常生活に関わる行為の神秘が扱われている。1. 食事作法の書；2. 婚姻作法の書；3. 生計を立てる規則の書；4. 合法と非合法の書；5. 様々な性格の人との付き合いの作法の書；6. 隠遁の書；7. 旅行作法の書；8. サマー (聖唱) とファナー (神秘体験) の書；9. 勸善懲悪の書；10. 生活作法と預言者の性質の書。第三部 破滅への道 この部では、人間の心の悪しき側面が論じられている。1. 心の内的意味の説明の書；2. 魂の規律の書；3. 二つの欲望の撲滅の書；4. 言語の害の書；5. 怒り、恨み、妬みへの非難の書；6. 現世への非難の書；7. 金銭と強欲への非難の書；8. 名誉と偽善への非難の書；9. 自負とうぬぼれへの非難の書；10. 欺くことへの非難の書。第四部 救いへの道 この部では、来世で神に会うために、心を浄化し、神に近づく方法が述べられている。1. 悔悟の書；2. 忍耐と感謝の書；3. 恐れと希望の書；4. 貧困と苦行の書；5. 神の唯一性と神への信頼の書；6. 愛、熱望、親密、満足の書；7. 意図、純真、誠実の書；8. 自省と自己審問の書；9. 瞑想の書；10. 死と死後の想起の書。青柳 2016; 青柳 2018参照。『幸福の錬金術』は序文の次に四章から成る序論があり、続く第一部から第四部までの構成は同様である。

すること、諸使徒と正しい父祖たちのもっていた有益な知の栄光を示すことにおいて、重要だと見なしたのである (*Ihya'*, Vol. 1, 12-13; ガザリー 2015の東長訳を一部改訳)。

このようにガザリーの時代、正しい教えが隠れたものとなっており、もう一度イスラームの諸学問を再興するために、ガザリーは『宗教諸学の再興』を著すとしている。

一方、『幸福の錬金術』の序論は、全体の序文とそれに続く四章（一章 自己に関する知識、二章 神に関する知識、三章 現世に関する知識、四章 来世に関する知識）から構成されている⁴。序論の前の序文には、『幸福の錬金術』という題目の意味について以下のように述べられている。

銅などを純金に変容させていく錬金術は難しく、すべての人に知られているわけではない。同様に、永遠の幸福を得るために、人間の本質を獣のような卑しいものから天使のような純粋なものまで変容させていく錬金術も難しい。本書の目的は、永遠なる幸福の錬金術の化合を説明することである。銅を金に変える錬金術の報酬は現世での富であるが、幸福の錬金術の果実は永遠である。……この錬金術の目的は、あるべきではないもの（欠陥のある属性）を取り除き、人があるべきもの（完璧な属性）によって飾ることである。この錬金術の秘密は、人が現世から背を向け、【それであなたの主の御名を唱念し、精魂を傾けてかれに仕えなさい（コーラン73章8節）】⁵とあるように、神へと向かうことである⁶。【仕えなさい】とは、自分をすべてから切り離し、永遠なる神に自分自身を投げ出すことである (*Kīmiyā*, Vol. 1, 5; Crook 2008, Vol. 1, 2-4. 以下, Pr. 5; En. 2-4のように記載する)。

またガザリーは、ペルシア語話者のために『宗教諸学の再興』の要約版である『幸福の錬金術』を執筆したとして、以下のように言う。

⁴ 『幸福の錬金術』序論の和訳（第一章一節～一四節まで）については、松浦 2001、松浦 2002参照。なお『宗教諸学の再興』には四章から成る序論はない。

⁵ コーランの和訳は、三田了一訳（ウェブ版）を参照した。

⁶ 人間の属性を動物の段階から変えていき、天使の性質を帯びさせ、神に近づいていくということはガザリーの神名注釈書の序論にも述べられている (*Maqṣad*, 42-44)。

私はこの書でペルシア語話者のために四つのテーマについて説明している。一般大衆が理解できるように、冗長で厄介な用語や細かく難しい議論について述べることは差し控えた。詳しい説明が欲しい人はアラビア語の『宗教諸学の再興』、『コーランの精髓 (*Jawāhir al-Qur'an*)』, そのほかの拙著を読んでいただきたい (Pr. 5; En. 6)。

次に『宗教諸学の再興』「婚姻作法の書」の序論では、以下のように述べられている。

神に称賛あれ。……神は恩寵によって、水から人間を創造し、人間を血縁関係や姻戚関係を実践する者になさしめた。……神は精子の種を子宮の大地に蒔き、そこから被造物を引き上げ、死に至らしめる。……さて結婚とは、宗教を助けるものであり、神の敵に対する強力な防御であり、すべての預言者たちにとって長となるお方（預言者ムハンマド）に対する誇りを増大させる要因である。その理由を考察し、そのスンナ (sunnah, ムハンマドの慣行、範例) と作法を守り、その目的と目標を説明し、章と節に分けることは、なんと適切なことだろう。…… (*Ihya'*, Vol. 2, 34; 青柳 2003, 35-36. 以下, Ar. 34; J. 35-36のように記載する。)

一方、『幸福の錬金術』「婚姻作法の書」の序論では、以下のように述べられている。

結婚とは、食事と同様に、宗教の道における規則（作法）の一つである。宗教の道が人間個人の生命と存続を必要としているように、人間の種と世代の存続も必要としているのである。これは結婚（夫婦間の性交渉）なしには不可能である。このように、結婚は存在の起源の要因であり、一方、食事はその存在の存続の要因である。結婚を許されたものとするのはこのためであり、欲望のためではない。……すべての人間は宗教の道のために創造された。【ジンと人間を創ったのはわれに任せさせるため（コーラン 51章56節）。】……神の使徒は言った。「増やすために結婚しなさい。復活の日、私はほかの預言者たちのウンマ（イスラーム共同体）に対してあなた方を誇るだろう。母親の子宮から流産した胎児であっても。」そのため、神を崇拝するために宗教の道を行くことができるよう下僕を増やそうと努

力している者の報酬は大きい。それゆえ、父親の権利は大きく、教師の権利は大きいのである。というのは、父親は存在の要因であり、教師は道を理解することの要因だからである。この理由によって、結婚は余分の崇拜行為に従事するよりも価値があると言われるのである。結婚は宗教の道の一部であることが明らかであるから、その諸規則を説明することは重要になる。それらの説明は三つの章に分けられる。…… (Pr. 301; En. 248)

どちらの序論においても、結婚によって子どもが生まれ、子孫ができることが強調されている。『幸福の錬金術』では、「増やすために結婚しなさい。復活の日、私はほかの預言者たちのウンマに対してあなた方を誇るだろう。母親の子宮から流産した胎児であっても」というハディースが引用され、結婚が子孫を増やし、ムスリムを増やしていく要因になるとして、子どもを産むことが強調されている⁷。

続いて、『宗教諸学の再興』『婚姻作法の書』の内容（目次）は以下のように becoming。『幸福の錬金術』もほとんど同じであるが、『幸福の錬金術』には見られない節については（ ）に入れた。なお『宗教諸学の再興』のほうが分量が多く（『婚姻作法の書』に関しては頁数ではおよそ三倍程度）、ハディースの引用や先人の事例が豊富であり、また細かい神学的議論などが詳しく述べられている（青柳 2020, 8）。

序 論

第一章 婚姻の利点と欠点について

（婚姻の利点⁸）

婚姻による損害と利益：第一の利益 子ども、第二の利益 欲望の消滅、第三の利益 親しさの増加、第四の利益 家事の管理、第五の利益 妻たちを養うことによる魂の努力 婚姻による損害：第一の損害 合法的なものを求め

⁷ ただし後述するように、『宗教諸学の再興』では第一章に「結婚の利点」という節が設けられており、そこでこのハディースが引用され、子孫を残す重要性が述べられている（Ar. 36; J. 38）。

⁸ 『宗教諸学の再興』には冒頭に結婚の利点に関する概要があるが、『幸福の錬金術』では概要は省略され、第一の利点から始まっている。

ることができなくなること、第二の損害 妻の権利を守ることができないこと、第三の損害 妻子が夫を神から離れさせること
(まとめ⁹)

第二章 守られるべき女性の契約の状態と、契約の条件について¹⁰

第一の種類 女性に婚姻障害がないこと¹¹

第二の種類 女性が持つべき性質：(1) 正しく宗教心を持っていること、(2) 性格がよいこと、(3) 顔が美しいこと、(4) マフルが少ないこと、(5) 子どもを生むこと、(6) 処女であること、(7) 血筋がよいこと、(8) 近親者ではないこと

夫の性質¹²

第三章 共同生活の規則、婚姻継続中に起こること、夫婦の義務についての考察

第一の規則 披露宴、第二の規則 共同生活、第三の規則 冗談、第四の規則 管理、第五の規則 嫉妬¹³、第六の規則 支出、第七の規則 教え、第八の規則 割り当て、第九の規則 不一致の規律、第十の規則 性交、第十一の規則 子ども¹⁴、第十二の規則 離婚 妻に対して夫が持つ権利の考察

以上のようにどちらの書でも「婚姻作法の書」の構成はほぼ同じであり、内容も似通ったものになっている。以下に概要をまとめる(青柳 2018, 29-30)。

「婚姻作法の書」の第一章においては、主に男性の立場から婚姻の利点と欠点

⁹ 『宗教諸学の再興』の目次に「まとめ」と明記されているわけではないが、利点と欠点の比較のまとめの節がある。

¹⁰ 『宗教諸学の再興』では婚姻契約の条件が四点記載されているが、『幸福の錬金術』では五つ記載され、五番目が婚姻障害についてである。

¹¹ 『宗教諸学の再興』では婚姻障害が19項目列挙されており、『幸福の錬金術』では婚姻障害の節は特に設けられず、上述の婚姻契約の四条件に続いて五番目の条件として婚姻障害が20項目列挙されている。

¹² どちらの書も、目次に「夫の性質」と明記されているわけではないが、後見人はどのような夫に娘を嫁がせるべきかについて述べた節がある。

¹³ 『幸福の錬金術』では「名誉」というタイトルである。

¹⁴ 子どもが生まれた時にすべきことが五つ述べられているが、『宗教諸学の再興』と『幸福の錬金術』では五つの項目の順番が異なっている。

が比較されている。まず婚姻の利点は、第一に、子孫を残し、血縁関係を作ること、第二に、合法的な性交によって、欲望を消滅させることである。第三に、妻との交流によって、疲れた魂を安らかにすること、第四に、妻が家事をしてくれることによって、夫が学んだり働いたりする時間ができること、第五に、妻と子どもを養うために努力することは、大きな功德であることである。

次に婚姻による損害は、第一に、家族のために非合法的な手段でものを求めるようになること、第二に、妻を養う負担が重く、耐えられないこと、第三に、妻子が夫を神から離れさせてしまうことにあるとされている。そして最後に結婚すべきか、独身でいるべきかが論じられている。ガザリーは、婚姻の利点と欠点を総合的に判断し、欲望があって姦通の恐れがある限り、結婚した方がよいとしている。つまり、婚姻の最大の利点は合法的な性交にあると言えよう。

第二章においては、まず法学的な議論が展開されている。婚姻契約の際の注意点を述べた後、結婚する予定の女性が他の人と結婚している場合や待婚期間に服している場合など、結婚の障害となる事例が列挙されている。次にガザリーは、女性が持つべき性質、つまり妻の理想像について論じており、信仰深いこと、性格がよいこと、美しいことなどを挙げている。

第三章では、「性交」、「子ども」、「離婚」などの様々な問題に関して、結婚後の共同生活の中で、夫は妻にどのように接するべきなのかが論じられている。夫は、妻が悪事を行ってもやさしく耐え、許すべきである。一方、威厳を保って妻を厳しく管理しなければならない。そうしなければ、悪魔に従っていることになり、地獄に落ちてしまうのである。

筆者は『宗教諸学の再興』の「婚姻作法の書」をスーフィズムの視点から論じたことがあるが（青柳2005; Aoyagi 2005）、『幸福の錬金術』第一章「婚姻の第三の利点」、「第四の利点」においても、働いて疲れた夫が妻と過ごすことによって疲れを癒し、さらに妻が家事をしてくれるおかげで神への思念（dhikr, ズィクル）¹⁵に専念できることが読み取れる（Pr. 305-305; En. 251）。また『宗教

¹⁵ 繰り返し神を想起し、神の名前を唱え、念じること。唱名、称念。日常的に行うが、スーフィズムの修行の最終段階では集中的なズィクルを行う。

諸学の再興』と同様に、『幸福の錬金術』の「婚姻の第二の利点」において、性交による性的快楽は天国での快楽を想像させるという (Pr. 304; En. 251)。なおガザリーは『宗教諸学の再興』のように、性的快楽が神への崇拜 (ズィクルなどの修行) の原動力になることについては明言していないが、神の被造物にはすべて理論的根拠があるとしており、性欲や性的快楽についても深い意味があることは窺える。

次に、『宗教諸学の再興』のほうの詳細に述べられているのは、第三章「第十の規則 性交」の避妊 (性交中断: ‘azl, アズル)¹⁶の議論である。まず『幸福の錬金術』では、以下のようにハディースを根拠として、性交中断は非合法ではないとしている。

正しい見解とは、それ (性交中断) をすることは非合法ではない、ということである。ある男が神の使徒のところに来て、「私には、召使の女奴隷がいます。私は彼女が妊娠し、仕事できなくなってほしくありません」と言った。神の使徒は「望むなら性交中断しなさい。もし神が予定していれば、子どもが生まれるだろう」と言った。後に彼がやって来て「女奴隷が妊娠しました」と言った (ムスリム 1987, 第2巻, 478-479)。教友のジャービル (Jābir ibn ‘Abd Allāh, 697年没) は言った。「我々は、使徒の時代、コーランが下されていた頃、性交中断していた (ブハーリー 2001, 第5巻, 65; ムスリム 1987, 第2巻, 479)。」我々は啓示が行われた時、性交中断しており、それは禁止されていなかった (Pr. 321; En. 264)。

『幸福の錬金術』ではこれ以上の議論は述べられていない。一方、『宗教諸学の再興』ではこれらのハディースは「第十の規則」の最後に引用されているが、「第十の規則」の大半は法学的・神学的議論である。ガザリーは、性交中断はイスラーム法の五範疇¹⁷のうちの許容行為¹⁸であり、合法であるとして以下

¹⁶ 避妊 (性交中断) の議論の過程で中絶についても触れているが、中心的議論は避妊についてである。

¹⁷ ムスリムの日常生活の行為はすべて、五範疇 (al-ahkām al-khamsah) と呼ばれる規定のいずれかに当てはまる。それらは、義務 (wājib), 推奨 (mandūb, mustahabb), 許容 (mubāh), 忌避 (makrūh), 禁止 (ḥarām) である。

¹⁸ 第三の範疇の「許容」であり、合法であり、してもしなくてもよい行為。

のように述べられている。

性交中断について、ウラマー（イスラーム法学者）の中では、それを許容されるとするか、忌避されるとするか、意見が四つに分かれている。1. いかなる状況でも、絶対的に許容される。2. いかなる状況でも、禁止される。3. 女性の許可があれば合法だが、許可がなければ合法ではない。これは性交中断そのものではなく、（女性に対する）害を禁止しているのである。4. 自由人ではなく、女奴隷においては許容される。我々の考えでは、正しいのは、それは許容されるということである（Ar. 81; J. 112-113）。

続いてガザリーは、性交中断を忌避行為¹⁹とする場合の説明をしている。忌避されることが適用されるのは、1. 禁止されていることが否定されるか、2. 高潔さが否定されるか、3. 功德 (fadīlah) が捨てられる場合であり、性交中断が忌避されるのは第三の意味、つまり功德が捨てられるという意味であるという（Ar. 81; J. 113）。性交中断とは禁止されていることをしようとしたり、高潔な行為をしないでおくのではなく、子どもを持つという功德を捨てているという点で忌避されるということである。そしてガザリーは、性交中断は禁止されたことを犯しているわけではないとしている（Ar. 81; J. 113）。

続いてガザリーは、精子が子宮に置かれるまでには四つの段階、つまり1. 婚姻、2. 性交、3. 性交後射精するまで待つこと、4. 精子が子宮に着床すること、という段階があるとし、これらは因果関係があるという。そしてこれらをしてない（子どもを作らない）としても、それは犯罪ではないとする。性交中断は中絶 (ijhād) とか生き埋め (wa'd) とは違う。というのは、これらはすでに存在するものに対する犯罪だからである（Ar. 82; J. 114）。精子が子宮に着床した後は、胎児を中絶することは犯罪であり、胎児に靈魂が吹き込まれた後であれば犯罪の深刻度は増加し、さらに生まれた後であれば最も深刻な犯罪になる（Ar. 82; J. 114）。

ガザリーは、子どもを持たないこと、つまり射精しないことはなんら犯罪ではないと述べているのである。さらにガザリーは、性交中断（避妊）は合

¹⁹ 第四の範疇の「忌避」であり、行わないことが推奨されるが、行っても咎められない。

法であるが、中絶は非合法であるとしている²⁰。なお『幸福の錬金術』では中絶については触れられていなかった。

次にガザリーは忌避行為の議論に戻り、性交中断が子どもを持たないという点で忌避されるのではないとしても、それに駆り立てる、多神崇拜の疑いがある腐敗した意図によって忌避されるのではないかという問いに答えている。ガザリーによれば性交中断に駆り立てる意図には、以下の五つがあるとする。

1. 子どもを作らず、財産を保持すること。2. 女性の美しさを残すこと、出産の危険を恐れ、彼女の命を守ること。3. 子どもが増えることによる困難（生活の糧を獲得することの困難など）を恐れること。4. 女兒が生まれることを恐れること。5. 女性が出産や授乳を警戒する場合である（Ar. 82-83; J. 115-116）。ガザリーは、性交中断を行う五つの意図のうち、第一から第三番目の意図は禁止されていないが、第四、第五の意図は腐敗した意図としている。しかしいずれの場合も、たとえ意図が腐敗していたとしても、性交中断自体は許容されるとしている。その後の議論では、先に述べた性交中断に関するハディースが述べられ、預言者ムハンマドも認めていたのであり、性交中断は許容されることが確認されている（Ar. 83-84; J. 116-118）。

以上のように、ガザリーは『宗教諸学の再興』において、性交中断は忌避されるという見解を詳細に述べつつ、子どもを持たないこと自体は犯罪ではないので、ガザリー自身の考えとしては、性交中断は許容されるという見解を述べている。許容であれ、忌避であれ、いずれにしても性交中断は禁止されていないのであり、ハディースだけではなく、法学、神学を取り入れた議論を展開している点が『宗教諸学の再興』の特徴と言えよう。

²⁰ 中絶については、青柳2012参照。多くの法学者は、ハディースに基づき受精後120日目に胎児に靈魂が吹き込まれて人間になるとして、それ以前の的中絶はやむを得ない理由があれば容認しており、ガザリーは少数派の見解と言えよう。

第二章 両書に共通するコーランの文言、ハディース、伝承

『宗教諸学の再興』と『幸福の錬金術』にはコーランの章句、預言者ムハンマドのハディース、さらに著名な先人たちの言葉を伝える伝承などが多く引用されている。そしてどちらの書にも、同じ章句やハディースが引用されている場合もある²¹。これらはとくに重要なものとガザリーが考えている可能性が高いので、ここに紹介したい。なお、ハディースと伝承については膨大な量なので適宜選択した。

まずコーランの章句で共通して引用されているものは、2章228節、66章6節、112章1節、25章54節など数節しか見られなかった²²。これは『幸福の錬金術』におけるコーランの引用自体が少ないからである。以下、引用箇所とどのような文脈で引用されているかを含め、挙げていきたい。

・結婚したくない理由を述べるスーフィーのビシュル・イブン・アル＝ハリス (Bishr ibn al-Hārith, 840 or 841/842年没)²³の言葉で引用されているコーランの章句 (第一章「婚姻の第二の損害」)

ビシュルは結婚を断り、言った。私は【女たちは自分がしなければならないのと同じだけ、自分もよくしてもらうべきである (コーラン2章228節)】という神の言葉によって、結婚できない (Ar. 55; J. 70, Pr. 38; En. 253)²⁴。

ビシュルは女性に対して同等にできないから結婚しないと述べているが、このコーランの章句は、離婚した女性が元夫と再婚できるという文脈の啓示であり²⁵、男女を同じ扱いにすべきであるという主張ではない。

²¹ 完全に同じハディースではなくても、ほぼ同一内容のものは同じハディースとした。また同じ箇所でも引用されていなくても、違う箇所でも引用されて両方の書に書かれている場合もあった。

²² ほかに【彼らは一系の子々孫々である (3章34節)】という文言も引用されている。第三章 第五の規則 嫉妬 (名誉) 参照。

²³ アッバース朝第七代カリフ、マームーン (Ma'mūn, 在位813-833年) の時代のスーフィー。ハンバル学派の名祖であり、ハディース学者のアフマド・イブン・ハンバル (Aḥmad ibn Ḥanbal, 855年没) とも同時代人。

²⁴ ビシュルのこの伝承は、『宗教諸学の再興』第一章「結婚の利点」冒頭部分でも述べられている (Ar. 38; J. 42)。

²⁵ この章句の全体は【離婚された女は、独身のままで三度の月経を待たねばならない。ま

・妻に礼拝や月経の規則について教えることにより、家族を守るという文脈で引用されている章句（第三章「第七の規則 月経」）

礼拝の規則，月経中の礼拝ですべきこと，してはいけないことを妻に教えなくてはならない。というのは，彼は【おまえたち自身や家人たちを業火から守れ（66章6節）】という神の言葉によって，彼女を地獄から守るよう命じられているからである（Ar. 76; J. 106²⁶, Pr. 318; En. 262）。

・性交の際に唱えるべき章句（第三章「第十の規則 性交」）

性交の作法について，神の名前によって始めるのが望ましい。そして【言え，これぞ神にして唯一者（112章1節）】とすることが望ましい。……射精する時は，心の中で，唇を動かさずに【かれこそは，水から人間を創り，血統による親族と婚姻の関係を定められた方（25章54節）】に賞賛あれ，と言いなさい（Ar. 79; J. 109, Pr. 320; En. 263）。

次に，どちらの書にも共通して引用されているハディース，伝承をいくつか紹介したい。

・子孫を増やすために結婚を勧めるハディース（『宗教諸学の再興』第一章「婚姻の利点」『幸福の錬金術』序論）

「増やすために結婚しなさい。復活の日，私はほかの預言者たちのウンマに対してあなた方を誇るだろう。母親の子宮から流産した胎児であっても（Ar. 36; J. 38, Pr. 301; En. 248）。」

・病気になっても結婚を望んだムアーズ・イブン・ジャバル（Mu'adh ibn Jabal, 639/640年没）²⁷に関する伝承（『宗教諸学の再興』第一章「婚姻の利点」，『幸福の錬金術』第一章「第一の利益 子ども」）

ムアーズ・イブン・ジャバルの二人の妻が疫病で亡くなった。彼もまた疫病

たもしもかの女らが，アッラーと最後の日を信じるならば，アッラーが胎内に創られたものを，隠すのは合法ではない。（この場合）夫たちがもし和解を望み，その期間内にかの女を復縁させるならば，より権利がある。女は，公平な状態の下に，かれらに対して対等の権利をもつ。だが男は，女よりも一段上位である。誠にアッラーは偉力ならびなく英明であられる（2章228節）。】

²⁶ 『宗教諸学の再興』では，この箇所以外に二か所で引用されている。

²⁷ 預言者ムハンマドの教友。初期に入信し，法学に精通しており，イエメン総督を務め，シリアで没した（Winter 1989, 301）。

で、彼は「私を結婚させてください。独身のままで神に会いたくありません」と言った。このことは、彼ら二人が婚姻を、欲望に打ち勝つための防壁ではなく、功德と考えていることを表している (Ar. 37; J. 40, Pr. 303; En. 249)。

・この世界で得るべきものは何であるかという問いに対する、預言者ムハンマドのハディース (『宗教諸学の再興』第一章「第四の利益 家事の管理」, 『幸福の錬金術』第一章「第三の利益 親しさの増加」)

「おまえたちのそれぞれに、感謝する心、ズィクル²⁸する舌、来世に向けて助けてくれる信仰者の正しい妻を持たせよう (Ar. 50; J. 64)。」

ウマル (‘Umar b. al-Khattāb, 644年没)²⁹は尋ねた。「この世から私は何を得るべきでしょう?」預言者は答えた。「ズィクルする舌、感謝する心、信仰深い妻を得なさい。(Pr. 305-306; En. 251)。」

・軍事的ジハードよりも子どもの世話のほうが大切なことについて語ったイブン・ムバーラク (Ibn Mubārak, 797/798年没)³⁰の伝承 (第一章「第五の利益 妻たちを養うことによる魂の努力」)

イブン・ムバーラクが戦いで仲間たちと一緒にの時、「我々がしている行為よりよい行為を知っているか?」と尋ねると、彼らは「知らない」と言った。彼は「私は知っている」と言い、「それは何か?」と彼らが言うと、彼は言った。「夜中に起きて、寝ている子どもを見に行き、毛布がはがれていたら、自分の服をかけてあげる有徳の子持ちの男、彼の行為は我々がしている行為よりよい (Ar. 52; J. 65-66, Pr. 306; En. 252)。」

・女性の性質を肋骨に譬え、曲がっていても男性は忍耐すべきことを説くハディース (『宗教諸学の再興』第三章「第五の規則 嫉妬」, 『幸福の錬金術』第三章「第四の規則 管理」)

「女性は肋骨のようなものだ。まっすぐにしようとすると折れてしまう。曲

²⁸ 神を繰り返して想起し、短い章句を唱えること。一般的な意味でも用いられるが、スーフィズムの修行の一つとされることが多い。

²⁹ 第二代正統カリフ (在位634-644年)。

³⁰ 法学者。中央アジアのメルヴ生まれ。メディナでマーリク・イブン・アナス、シリアでアウザーイーのもとで学んだ。ビザンティン帝国との戦いで戦死した (Winter 1989, 277)。

がっていたとしても、そのままにして楽しみなさい（ブハーリー 2001, 第5巻, 53）。³¹」これは彼女の性格の矯正について言ったものである（Ar. 73; J. 101）。

女性には弱さがあり、その治療法は忍耐であり、女性には歪曲があり、その治療法は交渉への呼びかけである。……それゆえ、ハディースで以下のように言われている。「女性は肋骨のようなものだ。まっすぐにしようとすると折れてしまう（Pr. 316; En. 260）。」

・夫の権利は絶大であり、妻の夫への服従を説くハディース（第三章「妻に対して夫が持つ権利」）

神の使徒は「もし私が誰かに、誰かのためにひれ伏すように命じるとしたら、妻に対して夫が持つ権利の偉大さのゆえに、女性に夫にひれ伏すよう命じるだろう」と言った（Ar. 90; J. 126, Pr. 322; En. 266）。

・夫に服従しない女性が多いので、地獄には女性が多いというハディース（第三章「妻に対して夫が持つ権利」）

神の使徒は以下のように言った。「私が地獄を観察していると、そこにいる人々の多くは女性だった。彼女たちが「なぜですか？神の使徒よ」と言うと、彼は「彼女たちはいつも罵っており、同胞（夫）に感謝しなかった」と言った（Ar. 91; J. 127, Pr. 322; En. 266）。³²」

以上のように、結婚の勧め、家族を大事にすること、夫の妻に対してとるべき態度、女性（妻）の行動指針などについて、ガザーリーは膨大なコーラン、ハディース、伝承の知識を持っており、それらをさまざまな議論の根拠として挙げている。『幸福の錬金術』は『宗教諸学の再興』の要約版ではあるが、主要なハディース等については網羅していると考えられる。

³¹ 類似のハディースは、ムスリム 1987, 第2巻, 505-506参照。

³² このハディースで『幸福の錬金術』の「婚姻作法の書」は終了している。

第三章 両書で異なるコーランの章句、ハディース、伝承

第一節 『宗教諸学の再興』だけに見られるコーランの章句、ハディース、伝承

まず『宗教諸学の再興』だけに見られるコーランの章句、ハディース、伝承について、文脈も踏まえて一部を列挙していきたい。

第一章「婚姻の利点と欠点」では以下の通りである。

・結婚を勧めるコーランの章句や、結婚はムハンマドのスナ（慣行）であるというハディース（「婚姻の利点」）

【おまえたちの中の独身者には結婚させてやれ（コーラン24章32節）。】（Ar. 35; J. 37-38）

「婚姻は私のスナである。私のスナを拒む者は私を拒んだことになる」というハディース（Ar. 35; J. 37-38）

・預言者ユーススが妻からひどい扱いを受けたが、耐えていたという伝承（「第五の利益 妻たちを養うことによる魂の努力」）

預言者ユースス（Yūnus）³³の妻が彼にひどいことをして高慢な態度をとったが、彼は黙っていた。人々がそれに驚くと、彼は言った。「驚かないでください。私は『来世で受ける罰を現世で前もってやってください』と神に頼んだのです。神は『おまえの罰は、おまえが結婚するある娘である』と仰せになった。それで私は彼女と結婚し、あなたたちが見ているように彼女に耐えているのです（Ar. 53; J. 67）。」

ガザリーによれば、このようなことに耐えることは、魂の訓練であり、怒りを鎮め、性格をよくすることである。……来世への道を行く者にとって義務であるのは、彼の性格をまっすぐにし、魂を鎮め、内面的な醜い属性を浄めるために、これらの要素と向かい合うことと、妻に耐えることに慣れることによって、魂に試練を与えることである（Ar. 53; J. 67）。

・結婚について尋ねられた時にイブン・サーリム（Ibn Salīm）³⁴が答えた伝承

³³ 預言者ヨナ。コーラン37章139-148節参照。

³⁴ この人物については特定できなかった。

(「第一の損害 合法的なものを求めることができないこと」)

「この我々の時代には、欲望に支配されている者にとっては、結婚はよりよいだろう。……自分自身を制御できる者は、結婚しない方がよい (Ar. 54; J. 69)。」

ガザリーは、結婚すると非合法的な手段で家族を養う可能性がある場合、欲望を制御できるなら結婚しないほうがよいとする。

第二章「守られるべき女性の契約の状態と、契約の条件について」では、以下の通りである。

・正しい宗教心が大事であるというハディース (「女性が持つべき性質」の「1. 正しい宗教心」)

「女性はその財産、美しさ、高貴な血筋、宗教心によって婚姻の対象となる。あなたは宗教心を持つ者と (結婚) しなければならない (Ar.61; J. 84)。」

ガザリーは、ムハンマドが女性に宗教心を強く勧めているのは、このような女性は (夫の) 宗教心を助けるからであるとし、もし彼女に宗教心がなければ、彼女は宗教から離れ、夫を混乱させるだろうと述べている。

「第三章 共同生活の規則、婚姻継続中に起こること、夫婦の義務について」では以下の通りである。

・夫婦は仲良く暮らすべきことを説くコーランの章句 (「第二の規則 共同生活」)

神は【できるだけ仲よく、ともに暮らすこと (コーラン4章19節)】と言い、妻たちの権利を称えて【彼女たちがおまえたちからしっかり手形をとっている (4章21節)】と言った (Ar. 68; J. 94-95)。

ガザリーは、(共同生活に必要なのは) 夫は妻たちに対して性格をよくし、彼女たちの害悪に耐え、彼女たちの知性の少なさを哀れむことであるとしており (Ar. 68; J. 94), そこにはガザリーの女性軽視が表れているように見える。夫は妻よりも自分を優位に置きながら仲よく暮らし、妻は養ってもらうという権利があるということであろう。

・ムハンマドが妻の態度に我慢していたことを示すハディース (「第二の規則 共同生活」)。

神の使徒の妻の一人が彼の胸を叩いたので、彼女の母親が叱った。すると神の使徒は言った。「彼女を離してあげなさい。他の妻たちはもっといろいろなことをする。」アナスは言った。「神の使徒は女性と子どもに対し、人々の中で最も優しくかった (Ar. 69; J. 96)。」

このほかにも、ムハンマドの妻たちがムハンマドに対して口答えしても彼は優しく耐えたという内容のハディースがいくつか列挙されている (Ar. 69; J. 96)。

・夫は妻を厳しく管理する必要があることを説くウマルの伝承 (「第四の規則 管理」)

ウマルは「妻には反対しなさい。彼女との不一致は恩恵である」と言った。ウマルは妻が口答えした時に怒って言った。「おまえは家の片隅にあるおもちゃにすぎない。もしわれわれがおまえを必要とすれば (おまえを使うが)、さもないければそのまま座っている (Ar. 73; J. 100)。」

この伝承に続いて、ガザリーは以下のように述べている。彼女たちには悪と弱さがある。管理と厳しさは悪の治療である。冗談と優しさは弱さの治療である。腕のよい医者は病気の程度に応じて治療することができる。男性はまず、女性の性格を試練によって考察し、次に彼女の状態に応じて、彼女がよくなるように扱わなければならない (Ar. 73; J. 100-101)。

・夫婦が不和になった時に調停者を呼ぶべきであるとするコーランの章句 (「第九の規則 不一致の規律」)

【もし二人が仲直りをしたいと言うなら、神は二人のあいだを調停したもうであろう (コーラン4章35節)】

ガザリーは、二人の間に論争が生じ、解決しない時、それが双方によるか、夫の側による場合、夫の側と妻の側から一人ずつ、二人を調査し、調停するために、二人の調停者を呼ばなければならないと言う。

・妻が夫に従わない時に、夫はどうすべきかを説いたハディース (「第九の規則 不一致の規律」)

神の使徒に「夫に対して妻が持つ権利は何ですか？」と問われた時、彼は言った。「彼が食べる時は彼女にも食べさせ、服を着る時は彼女にも着せることだ。

顔を叩いてはいけないし、暴力的になくってもいけないし、ベッドにいる時以外、彼女を避けてもいけない (Ar. 78-79; J.109).」

この箇所は、次節で後述するが、コーラン4章34節に述べられている、夫による妻の段階的矯正 (説得、ベッドを別にする、暴力的にではなく叩く) を前提にしていると言えよう。なお『宗教諸学の再興』、『幸福の錬金術』どちらも「第九の規則」ではコーラン4章34節そのものの引用はないが、『幸福の錬金術』「第四の規則」では、この節の一部が引用されている。

・女性隔離に関するハディース (第三章第二部「妻に対して夫が持つ権利」)
 神の使徒は言った。「もし女性が家の奥にいるなら、彼女は神の顔に最も近い。もし彼女が家の中庭で礼拝するなら、それはモスクでの礼拝よりもすぐれている。もし彼女が家の中で礼拝するなら、それは家の中庭での礼拝よりもすぐれている。もし彼女が寝室で礼拝するなら、それは家の中での礼拝よりもすぐれている (Ar. 92; J. 127).」

ガザリーは、第三章第二部の冒頭で以下のように述べている。婚姻は一種の奴隷状態 (riqq) である。というのは、彼女は彼の奴隷だからである。彼女の行為は夫の要求に絶対的に従うことである。それ (要求) が不服従ではない限り。彼女に対する夫の権利 (haqq) の大きさ³⁵について多くの伝承が述べられてきた (Ar. 90; J. 126)。そして夫の権利の偉大さと妻の服従に関するハディースを述べた後、女性隔離について述べている。このハディースは、女性はなるべく家の奥にいるようにと述べており、女性隔離を推進することになったのではないだろうか。

・教友の妻が重労働の家事をこなしていたという伝承 (第三章第二部「妻に対して夫が持つ権利」)

アスマー (Asmā', 693年没)³⁶は以下のように言った。「私は馬にえさをやり、世話をした。私は水を運ぶ駱駝のために、なつめやしの種を砕いて餌をやり、水

³⁵ 夫は妻に対して絶大の権利を有している。妻に対して性交に応じるように求めることのできる権利、妻が婚家から外に出ることを禁ずることも夫の権利に含まれる (柳橋 2001, 256)。

³⁶ 初代正統カリフ、アブー・バクルの娘で、ムハンマドの愛妻アーイシャの姉。

を与え、皮の桶を縫い、パンをこねた。私は頭の上になつめやしの種を乗せて、三分の二ファルサフ (farsakh)³⁷の距離を運んだ。……私が頭の上になつめやしの種を乗せて歩いている時、仲間と一緒に神の使徒に出会った。神の使徒は私を駱駝に乗せてくれようとしたが、私は夫のズバイルが嫉妬深いことを思い出して断った。その話をするとズバイルは、おまえが頭の上になつめやしの種を乗せて運ぶことの方が、彼と一緒に駱駝に乗ることより、私にとってはつらいのだと言った (Ar. 95; J. 133)。³⁸

ガザリーは、教友のズバイル (al-Zubayr ibn al-Awwām, 656年没)³⁹と結婚したアブー・バクルの娘のアスマーが、重労働の家事をこなしていたという伝承を引用し、妻の規則の一つは、可能な限り家の仕事をすべてすることだと言う。

以上のように、ガザリーは数多くのハディースや伝承を列挙し、夫がいかに妻に接するべきであるかという議論に説得力を増していると言える。

第二節 『幸福の錬金術』だけに見られるコーランの章句、ハディース、伝承

次に、『幸福の錬金術』だけに見られるコーラン章句、ハディース、伝承を挙げていきたい。

・結婚して信徒を増やしていくことにより、神に仕える者が増えるという文脈で述べられているコーランの章句 (序論)

【ジンと人間を創ったのはわれに仕えさせるため (コーラン51章56節)。(Pr. 301; En. 248)

・結婚すると、神への思念から離れてしまうことへの警告をするコーランの章句 (第一章「婚姻の第三の欠点」)

【信仰する者よ、あなたがたの富や子女にかまけて、アッラーを念じることを疎かにしてはならない (63章9節)。(Pr. 308; En. 254)

³⁷ ファルサフ=3ミール=6km。「度量衡単位表」『岩波 イスラーム辞典』岩波書店、2001、1141。

³⁸ このアスマーの伝承で『宗教諸学の再興』の「婚姻作法の書」は終了している。なお、夫のズバイルは妻のアスマーが重いなつめやしの種を運ぶよりも、自分以外の男性の駱駝に乗るほうがましだとしており、必ずしも重労働の家事を課しているわけではない。

³⁹ 預言者ムハンマドのいとこで、有名な教友。

ガザリーによれば、夫が家族の事柄に没頭し、いと高き神、来世、来世への準備への思念から彼を妨げるといふ。そして神への思念からあなたを引き離すものはすべて、あなたの破滅の原因であるとしてこの章句を引用している。

・夫が妻を管理すべきであることを説くコーランの章句（第三章「第四の規則 管理」）

【男は女の擁護者（家長）(qawwām)である（コーラン4章34節）。】(Pr. 316; En. 260)

この章句の全体は、以下の通りである。【男は女の擁護者（家長）である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から、経費を出すためである。それで貞節な女は従順に、アッラーの守護の下に（夫の）不在中を守る。あなたがたが、不忠実、不行跡の心配のある女たちには諭し、それでもだめならこれを臥所に置き去りにし、それでも効きめがなければこれを打て（4章34節）。】

この章句の前半は、夫が妻を養い管理・監督することについて、後半は夫に服従しない妻を段階的に説得し、最後は叩いてもいいということが述べられている。『幸福の錬金術』では、この章句の冒頭の一節しか引用されておらず、「第九の規則 不一致の規律」においても妻をやさしく叩きなさいという説明はあるが、4章34節の引用はなかった。

一方『宗教諸学の再興』第三章「第四の規則 管理」では、この章句の引用はないものの、類似の内容が説明されており、「神は男性を女性の監督者(qawwāmīn)と呼び、夫を主人(sayyid)と呼んだ」と述べられている(Ar. 71; J. 99)⁴⁰。さらに「第九の規則 不一致の規律」では、前節で述べた以下のハディースが引用されている。：神の使徒に「夫に対して妻が持つ権利は何ですか？」と問われた時、彼は言った。「彼が食べる時は彼女にも食べさせ、服を着る時は彼女にも着せることだ。顔を叩いてはいけないし、暴力的になぐってもいけないし、ベッドにいる時以外、彼女を避けてもいけない(Ar. 77-78; J. 109)。」

コーラン4章34節は男女の役割分担を説くと伝統的には解釈されており、非

⁴⁰ 『宗教諸学の再興』における4章34章に該当する内容の説明については、青柳 2020参照。

常に重要な章句であるので、ガザリーは『宗教諸学の再興』で引用してはいないが、それを念頭に置いていると思われる⁴¹。

・女性は、男性の前では彼女の視線を守り、その場から立ち去るべきであることを述べたハディース（「第五の規則 名誉」）

盲目の男性が預言者の家に来た時、（妻の）アーイシャやほかの女性たちが座っていた。彼女らは「彼は盲目です」と言って立ち去ろうとしなかった。預言者は言った。「彼は見えなくても、あなたたちは見ることができる（Pr. 316; En. 260）。」

このハディースも女性隔離に通じる内容であると言えよう。⁴²【もしおまえたちが預言者の妻にものを頼む時には、カーテン（hijab）⁴³の裏から求めよ（コーラン33章53節）】という啓示が、ムハンマドとザイナブの結婚披露宴の時に下されたとされ、これ以降、預言者の妻たちはカーテンの向こう側に隠れるようになり、客人と対面できなくなったのである。その後次第に、女性隔離が預言者の妻から一般女性へ広がったとされる。

以上のように、『幸福の錬金術』が要約版であることから当然ではあるが、『宗教諸学の再興』のほうがより多くのハディースや伝承が引用されていた。『幸福の錬金術』のみで引用されているのはコーランの章句三つとハディースが一つであった。

信徒の数を増やしていくことを説く51章56節、家族にかまけて神を念じることを忘れることへの戒めを説いた63章9節については、ガザリーは『宗教諸学の再興』でもコーランは引用せずとも説いていた。また男女の役割分担を説き、さらに男性優位とも解釈され、また夫の暴力を容認する根拠ともされる、男女の問題を論じる際に重要な4章34節が『宗教諸学の再興』では引用がないが、『幸福の錬金術』では引用されている。ただし、同様の内容が『宗教諸学の再興』では述べられている。さらに女性が、目が見えない男性と同席する場

⁴¹ 中世や現代における4章34節の解釈については、後藤 2017参照。

⁴² 女性隔離について詳しくは、青柳 2003, 17-22参照。

⁴³ ヒジャブにはヴェールという意味もある。ガザリーはどちらの「婚姻作法の書」においても女性のヴェール着用を説いている（Ar. 75; J. 104, Pr. 316; En. 260）。

合は、女性から男性は見えているのであり、立ち去るべきであるという警告のハディースが引用されていた。これは女性隔離の補強の議論となっはいるが、『宗教諸学の再興』でも女性隔離は説かれており、独自の議論を展開しているわけではない。よって『宗教諸学の再興』とは異なる、『幸福の錬金術』独自の論点があるとは言えないだろう。

結 論

『宗教諸学の再興』と『幸福の錬金術』における「婚姻作法の書」の構成と内容は、ほぼ同一と言える。『宗教諸学の再興』では結婚や女性に関するものを中心に、コーランの章句が議論の補強として多く引用されていたが、『幸福の錬金術』ではコーランの章句の引用は少なかった。ただしそれによって両者の内容が大きく異なることはなかった。

ハディースや先人のエピソードを伝える伝承については、『宗教諸学の再興』のほうが『幸福の錬金術』よりも二倍程度の分量があった。ただし『宗教諸学の再興』は単にハディース、伝承が多だけでなく、詳細な法学的・神学的な議論が展開されている点が特徴であり、とくに第三章の第十の規則における避妊（性交中断）や中絶の議論は『幸福の錬金術』では見られないものである。

おそらく『宗教諸学の再興』の執筆意図が宗教諸学の再興であり、法学・神学を含めてガザリーが広範な議論をしているからであろう。『幸福の錬金術』は『宗教諸学の再興』の要約であり、かつ来世での幸福を得るために人間の本質を低いものから純粋な天使の段階へと変えていく道を簡潔に示すことが目的であり、煩瑣な法学的・神学的議論は省略されたのだと言えよう。

* 本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）課題番号19K00077による研究成果の一部である。

参考文献

一次文献 (アラビア語, ペルシア語)

Ihyā': Abū Hāmid al-Ghazālī, *Ihyā' 'Ulūm al-Dīn*, ed. Abū Ḥafṣ, 5 vols., Cairo: Dār al-Ḥadīth, 1992.

Kīmīyā: Abū Hāmid Ghazālī, *Kīmīyā-yi Sa'ādat*, 2 vols., Tehran, 2001.

Maqṣad: Abū Hāmid al-Ghazālī, *al-Maqṣad al-Asnā fi Sharḥ Ma'ānī Asmā' Allāh al-Ḥusnā*, ed. F. Shehadi, Beirut, 1981.

一次文献英訳

Crook, Jay R. trans. 2008. Ghazālī, *The Alchemy of Happiness*, 2 vols., Chicago: Great Books of the Islamic World Inc.

Farah, Madelain trans. 1984. al-Ghazālī, *Marriage and Sexuality in Islam: A Translation of al-Ghazālī's Book on the Etiquette of Marriage from the Ihyā'*, Salt Lake City: University of Utah Press.

Winter, T.J. trans. 1989. al-Ghazālī, *The Remembrance of Death and the After Life*, Cambridge: Islamic Texts Society.

二次文献

青柳かおる 2003.『現代に生きるイスラームの婚姻論——「婚姻作法の書」訳注・解題』
Studia Culturae Islamicae no.73, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.

青柳かおる 2005.「ガザリーの婚姻論——スーフィズムの視点から」『オリエント』第47巻第2号, 120–135.

青柳かおる 2012.「イスラームの生命倫理における初期胚の問題——ユダヤ教, キリスト教と比較して」『比較宗教思想研究』第12輯, 1-21.

青柳かおる 2016.「ガザリー『宗教諸学の再興』——来世で神に会うための現世における準備の書」池田嘉郎・上野愼也・村上衛・森本一夫編『名著で読む世界史120』山川出版社, 147-149.

青柳かおる 2018.「資料紹介ガザリー『宗教諸学の再興』——「婚姻作法の書」を中心に」『歴史と地理』No. 714 (世界史255), 27-34+資料図版.

青柳かおる 2020.「ガザリーの「婚姻作法の書」にみられる夫婦観——コーラン4章34節の解釈にみられる役割分担に注目して」『比較宗教思想研究』第20輯, 1-20.

ガザリー (東長靖訳) 2015.「スーフィズム・アンソロジー・シリーズ (7) ガザリー『宗教諸学の再興』解題・翻訳ならびに訳注」『イスラーム世界研究』第8号, 359-364.

後藤絵美 2017.「クルアーンとジェンダー——男女のありかたと役割を中心に」松山洋平編

- 『クルアーン入門』作品社, 389-413.
- ブハーリー（牧野信也訳）2001.『ハディース——イスラーム伝承集成』全6巻, 中央公論新社.
- 松浦義夫 2001.「ガザリー著『幸福の錬金術』解説および試訳」『梅光女学院大学論集』第34号, 1-16.
- 松浦義夫 2002.「ガザリー著『幸福の錬金術』解説および試訳(2)」『梅光学院大学・女子短期大学部論集』第35号, 12-22.
- 三田了一（訳）『日亜対訳 聖クルアーン』日本ムスリム協会（ウェブ版）.
<http://www2.dokidoki.ne.jp/islam/quran/quran000.htm>
- ムスリム（磯崎定基・飯森嘉助・小笠原良治訳）1987.『日訳 サヒーフ・ムスリム』全3巻, 日本ムスリム協会.
- 柳橋博之 2001.『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族』創文社.
- Aoyagi, Kaoru 2005. "Al-Ghazālī and Marriage from the Viewpoint of Sufism," *Orient: Reports of the Society for Near Eastern Studies in Japan*, 40, 124–139.